

一般財団法人日本サイバーセキュリティ人材キャリア支援協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人日本サイバーセキュリティ人材キャリア支援協会と称する。
英文名は、**Japan Trusted Alliance Group for cybersecurity** とし、略称を **JTAG** とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、セキュリティ人材のエコシステムを構築することで持続性の高いセキュリティキャリア形成モデルを支え、適切な人材流動化によるセキュリティ人材の充足を実現することで、社会全体の様々な分野で活躍する専門家のキャリア構造改革において先駆的役割を担うことを目的とする。

その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1・セキュリティ人材のスキル認定制度運用
- 2・セキュリティ人材スキル可視化プラットフォームの各種サービス提供
- 3・セキュリティ人材育成のための各種教育研修の紹介・斡旋
- 4・セキュリティ人材のキャリアデザイン調査、需要供給調査・分析
- 5・上記に付随した各種コンサルティング
- 6・その他人材のキャリア基盤拡充、キャリアアップのための活動全般
- 7・その他前各号に関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(設立者の名称及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第5条 設立者の名称及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

- ・名 称 株式会社ラック
住 所 東京都千代田区平河町2丁目16番1号
財産及びその価額 現金 100万円
- ・名 称 株式会社V S N

住 所 東京都港区芝浦 3 丁目 4 番 1 号

財産及びその価額 現金 1 0 0 万円

・名 称 株式会社パソナテック

住 所 東京都千代田区大手町 2 丁目 6 番 2 号

財産及びその価額 現金 1 0 0 万円

(事業年度)

第 6 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの年 1 期とする。

第 3 章 評議員及び評議員会

第 1 節 評議員

(評議員)

第 7 条 当法人に、評議員 3 名以上、1 0 名以下を置く。

(選任及び解任)

第 8 条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第 9 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第 1 0 条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第 2 節 評議員会

(権限)

第 1 1 条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第 1 2 条 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 1 3 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評

議員会の招集を請求することができる。

- 3 代表理事は、評議員会の開催日の1週間前までに評議員に対し、会議の日時、場所、目的である事項及び法務省令で定める事項を記載した書面により又は電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第14条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上、10名以下

監事 1名以上、3名以下

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第18条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第20条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (報酬等)

第21条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

第2節 理事会

(権限)

第22条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第23条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

- 2 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第24条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第25条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときは除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

第5章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第27条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第28条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第29条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 事務局等

(事務局の設置等)

第30条 当法人の事務処理、及び営業活動等事業推進するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。尚、細則については組織及び職務権限に関する規程に定めるところによる。

(その他組織)

第31条 収益を伴う事業運営は事業部、事業の企画や体系整備は各種委員会組織で構成し、内容については理事会にて決定する。各組織の責任者については代表理事が理事会の承認を得て任免する。

第7章 附則

(設立時評議員)

第32条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 平山 敏弘、五嶋 浩徳、新井 是昭

(設立時役員)

第33条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 持田 啓司、玉川 博之、平野 恭祐

設立時代表理事 持田 啓司

設立時監事 舘岡 均

(最初の事業年度)

第34条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第35条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人日本サイバーセキュリティ人材キャリア支援協会準備会の設立のためこの定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

沿革

令和2年2月 5日 設立

令和2年2月18日 改定

令和2年7月22日 改定

令和4年6月27日 改定